

消火栓点検のお知らせ

有事の際に確実に消火栓が使えるように、下記の日程で消火栓を点検させていただきます。また、点検の際に濁り水（赤水）が発生した場合は、水道の蛇口にて赤水を出していただくようお願いいたします。

皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

記

日 時：令和8年8月中

午前9時00分～午後5時00分までの間

- ・期間中に伊井地区、坪江地区、温泉地区、財産区の点検を実施する予定です。災害対応や他業務により、点検日を決定することが困難なため、期間を8月中とさせていただきます。

なお、点検実施日はあわら市と協議し調整しています。

【伊井地区】伊井、古屋石塚、桑原、清間、矢地、菅野、南稲越、河原井出、池口

【坪江地区】中川、東田中、瓜生、南疋田、北疋田、次郎丸、御簾尾、北野、北、前谷、上野

【温泉地区】二面2～3丁目、二面5丁目、東温泉1～2丁目、西温泉1～2丁目

【財産区】二面1丁目、二面4丁目、芦鶴、温泉1丁目、温泉3～5丁目、舟津1～4丁目

- ・細心の注意を払い点検を行いますが、万が一赤水が発生しましたら別添資料を参照し対応願います。

- ・不具合がございましたら、下記までご連絡ください。

【赤水の問い合わせ】

あわら市土木部上下水道課

TEL 0776-73-8037

【点検の問い合わせ】

嶺北あわら消防署

TEL 0776-73-0119

濁り水（赤水）について



【濁り水が発生する主な原因】

- 1 水道工事による断水
水道管の布設替え工事、漏水修理工事があった場合
- 2 火災、消火栓点検による消火栓の使用
消火栓の急激な開閉により配管内の水の流れに大きな変化が生じた場合
- 3 停電等による各施設の停止
落雷や豪雨等により停電があった場合
- 4 地震発生時
大きな地震や揺れの方向によって発生する場合

【濁り水が発生した場合の対応について】

水道工事に伴う断水、消火栓点検など、濁り水の発生が予想される場合は事前に区長を通じて市民の方々に周知いたしますが、事故や何らかの予期せぬ原因で水が濁ることがあります。そのような場合は慌てず次の行動をとって頂きますようお願いします。

- 1 使用中の水道の蛇口を止め、使用を中止する。
(水がきれいなうちは水の汲み置きをお願いします。)
- 2 水道メーターに取付けられている止水弁（バルブ）を閉じ、濁り水の侵入を防ぐ。
- 3 エコキュート、電気温水器や貯湯式ボイラーなどの給湯器がある場合は、濁り水が入らないように流入バルブを閉める。
- 4 洗濯機なども同様に濁り水が入らないように蛇口を止める。
- 5 水道本管で発生した濁り水は、上下水道課が消火栓等で強制的に排出しますが、一部皆様のご家庭の給水管に流入し、蛇口から出る場合があります。水を使用する際は、まず外蛇口などから水を出し、水がきれいになったことを確認してから使用する。
- 6 エコキュート、電気温水器や貯湯式ボイラーなどの給湯器をご使用になる場合も同様に、まず外蛇口などから水を出して、水がきれいになったことを確認してから最後に流入バルブを開栓する。

※エコキュート給湯器は水を使わなければタンク内に水の補充はしません。断水や濁り水が発生したときは給湯器の使用は控えてください。

※エコキュート給湯器はメーカーによって使用方法が異なりますので、取扱説明書を確認のうえ操作して下さい。また、給湯器からの濁り水が続く場合には、メーカーにご相談ください。

※濁り水が発生した場合は、飲用や料理などへの使用は控えて下さい。